

---

# 包括審査業務仕様書

---

(柔道整復療養費支給申請書点検審査業務仕様書)

2017年7月3日

一般財団法人 保険療養費審査等受託機構

〒163-0013 東京都中野区弥生町 1-13-7 TEL 03-5371-2061 fax 03-5334-6518

本書は、一般財団法人 保険療養費審査等受託機構（以下審査受託機構という）における包括審査業務（柔道整復療養費支給申請書点検審査業務）の仕様書です。本受託業務は、株式会社プリマジェスト（以下、PGI と略称）及び審査受託機構の協業にて実施させていただきます。その責任窓口は審査受託機構となります。

\* 毎月約 500 件以下の取扱いの場合は審査受託機構での取り扱いとなることがあります。

## 1. 目的

- ① 療養費支給申請書の内容を電子データ化しコンピュータによる自動審査（客観的審査）を行い、疑惑のある申請書を抽出し、それらについて柔道整復師に直接臨床的視点からの照会調査をかけ、疑惑内容を分析・評価し柔道整復療養費の一層の適正化、合理化を図る。

## 2. 業務内容

- ① 毎月月末若しくは月初に療養費申請書をご提出いただき、データエントリ、イメージ化を行います。（4日間・中2日）これらの作業は、PGIにて行われます。
- ② 上記データは PGI より電子媒体又は通信で審査受託機構に送られコンピュータによる自動審査をかけます。このコンピュータによる自動審査（客観審査）により疑惑のある申請書（濃厚施術、頻回施術、長期施術、過剰往療、家族診療、多部位請求、頻繁な部位変更(部位転がし)等）を抽出します。（5日間・中3日）
- ③ 上記データに基き審査受託機構で当月支払い可、不可を入力し、そのデータを DVD にコピーし納品用データを作成し当月支払い可の申請書と伴に毎月 15 日頃に保険者に納品させていただきます。
- ④ 疑惑のある申請書については審査受託機構にて臨床的視点から直接柔道整復師に照会調査書を発送します。この時、柔道整復師へは 2 週間の回答期限目安として連絡します。
- ⑤ 疑惑の内容が柔道整復師照会調査だけで十分ではないと判断されたときは患者照会調査を行う場合があります。但し、患者照会調査はあくまでも補充的なものとして考えております。患者照会調査が必要と思えるときは、その都度保険者にご相談させていただきます。
- ⑥ ④の柔道整復師照会調査書の回答は審査受託機構にて分析、検討され保険者に意見書を提出いたします。保険者では本意見書に基づき支払い、不支給、保留、返戻等のご判断をお願いすることになります。
- ⑦ 頻繁な部位変更（部位転がし）を抽出するには 9 か月間のデータ蓄積が必要になります。その結果は、毎月保険者へご連絡いたします。保険者と相談の上、頻繁な部

位変更（部位転がし）の傾向があるものは柔道整復師に照会調査をかけることとなります。

⑧ 上記のサイクルが毎月繰り返されます。

3. 上記の作業工程につきましては、付属書類の工程表を参考にしてください。

4. その他

① コンピュータ審査後保留（柔整師調査）となった申請書の画像コピーを納品時に添付します。

② 総括表は団体毎にまとめた総括表を提出いたします。総括表には、当月支払い分、保留分（再審査分）、追加支払い分（過去の審査で支払可となったもの）が分かるように表記いたします。総括表は紙出力でなく Excel での納品も可能です。

③ 保険者が当会の意見書をもとに不支給若しくは返戻（返却）と判断した場合は、保険者が柔道整復師に発送する不支給通知書又は返却理由書の作成はお手伝いをさせていただきます。

④ コンピュータ審査後抽出された疑義のある申請書についてはどこまで照会調査するか事前に打ち合わせをしてから進めることとなります。

⑤ 骨折・脱臼等で2回目以降医師の同意が必要なものは審査受託機構でチェックいたします。

#### 【付属書類】

- ① 柔整療養費点検審査フローチャート
- ② （申請書）入力項目配置図
- ③ 自動審査チェック一覧表
- ④ 包括審査概略工程表
- ⑤ 柔道整復師照会調査に関する FAQ（よくある質問）
- ⑥ 料金体系表

以上